


路外駐車場設置(変更)届出書 添付書類一覧

添付書類項目		建築物で ない場合	建築物の 場合	
設置 関係	1 路外駐車場設置(変更)届出書	○	○	
	2 位置図(案内図) 1/10,000以上 [省令第1条第1号]	○	○	
	3 平面図(出入口のある階) 1/200以上 [省令第1条第2号] ①駐車場の区域 [省令第1条第2号イ] 駐車場の区域を赤実線で囲む。 ②周囲の道路及びバス停、横断歩道、交差点等政令第7条第1項で定められているもの [省令第1条第2号ハ] 道路は幅員を記入する。 ③場内の設備(事務所、料金徴収所、照明等)について、各階別に記入されたもの ④駐車マス イ 駐車マスを実線で囲み、一般公共の用に供する駐車マスの一連番号を各階の駐車マスに記入する。 ロ 駐車マスの寸法を記入する。ただし、各階の駐車マスの寸法が同一の場合は各階1駐車マスに記入する。 ⑤出入口及び車路 [省令第1条第2号ロ] イ 車路動線を記入する。 (例 ) ロ 車路幅員を記入する。ただし、各階の車路幅員が同一の場合は各階1箇所に記入する。 ハ 傾斜部には縦断勾配を記入する。 ニ 屈曲部には回転半径、軌跡を記入する。 ホ 出入口がバス停、横断歩道、交差点等政令第7条第1項で定められているものの付近にある場合は、それぞれ出入口までの距離を記入する。 ヘ 建築物の場合は政令第10条から第14条に定められているものについて分かるものを記入する。 ト 特殊駐車装置の場合は、前面空地の幅員、奥行を記入する。	○	○	
	4 平面図(2層以上の各階) 1/200以上 [省令第1条第3号] 記入方法は【3 平面図(出入口のある階)】と同じ		○	
	5 立面図 2面以上 1/200以上 [省令第1条第3号]		○	
	6 断面図 2面以上 1/200以上 [省令第1条第3号] 車路及び駐車の用に供する部分のはり下の高さを記入する。		○	
	8 建築確認済証の写し		○	
	9 完了検査済証の写し		○	
	10 建物に附属すべき駐車場の場合	駐車施設調書の写し		○
	11	大臣認定書の写し	●	●
	12 特殊駐車装置の場合	仕様及び構造図	●	●
	13	特殊装置設置計画書	●	●
	14 1層2段式(自走式)の場合	大臣認定書の写し	●	●
	15 政令第7条第2項適用の場合	大臣認定書の写し	●	●
	16 バリアフリー新法に関する書面(建築物の敷地に設ける場合を除く)		●	
	17 技術基準チェックリスト(駐車場法)		○	○
	関管 係規 程	18 路外駐車場管理規程(変更)届出書 (変更内容は、変更前を黒字、変更後を赤字で併記する。)	○	○
19 駐車場管理規程		○	○	

※ ○は必ず添付してください(太文字は省令で定められている事項)

●は該当する場合に添付してください

位置図(案内図)については1/2,500程度が望ましいです

届出書は添付図面を添えて正副2部提出してください